

平成30年度第1回鹿児島県障害者自立支援協議会 議事要旨

1 開催日時

平成30年9月6日（木）午前10時から午前12時まで

2 場所

鹿児島県庁行政庁舎会議室 10-商-1

3 出席者

- ・委員 19名中16名
- ・事務局 障害福祉課長，障害福祉課長補佐ほか

4 議事録

(1) 定足数の確認

本日の協議会の出席者については，下口委員，福迫委員，瀬戸山委員を除く16名が出席し，定数19名の過半数以上が出席

(2) 会長の選出

互選により水流委員を会長に選出

(3) 副会長の指名

江之口委員を指名

(4) 報告事項

【事務局】

（資料1について説明）

【委員】

資料の4ページで，県内アドバイザーの説明があったが，鹿児島県相談支援ネットワーク会議というのは，平成27年に設立した，県内の相談支援事業所の集まりであり，圏域ごとに代表者が2～3人おり，この代表者がアドバイザーとして委嘱されたところである。

全国には，もう一つ日本相談支援専門員協会というのがあり，厚生労働省との交渉等をしており，鹿児島県相談支援ネットワーク会議は，その活動をバックアップするという役割もある。

引き続き活動を活発化していきたいと考えているので，御協力をよろしく願います。

【委員】

専門部会に関して，県こども総合療育センターでは，こども専門部会の設置・活性化に向けて力を入れてきたが，地域によっては，なかなか専門部会の設置・活性化が進まないところもあり，どこがネックになっているのかということも含

めて、県内アドバイザーや地域振興局・支庁と連携を図りながら前に進めて行きたい。

【議長】

こども部会に関しては、教育委員会、就学の方でもネットワーク会議を開かれていると思うが、そちらはどうか。

【委員】

教育委員会でも、各振興局単位で地域連携協議会をもっており、市町村単位でも連携協議会を持っているところ。

自立支援協議会のこども部会と重なる地域もあるが、現在は、別途行っている地域が多いと思っている。

【議長】

既にある形で、メンバーもほぼ重なってくるとしたら、題名だけ重ねることが可能かも含めて検討して頂ければと思う。

【委員】

難病の患者さんから、障害福祉サービスを利用したいが、相談支援事業所が不足しており、新規を受け付ける余力がないため断られるという相談を受けることがある。

実際、どれくらい不足している状況があるのか、把握していれば教えて欲しい。

【委員】

鹿児島市内においては、相談支援事業所が特定と児童あわせて47か所、8月に児童の事業所が1か所増えて48か所設置されており、事業所数としては増えている。

それぞれの事業所に配置されている相談支援専門員は、1人、2人配置の事業所も多い状況だが、今回の報酬改定で、どこの事業所も出来るだけ相談支援専門員を増やしていく動きはある。

利用できる事業所や社会資源はあるのに、福祉サービスの利用手続きの部分で止まっているという課題は、痛感しているところであり、出来る限りそういった状況が改善されるようやっていきたい。

鹿児島市では、毎月1回、自立支援協議会定例会を開催し、相談支援事業所相互のネットワークづくりの強化を図っていくなかで、各相談員の方には、新規のケースや困難事例のケースについて、基幹相談支援センターの方から適切な対応を促すなどの働きかけも行っているところである。

【委員】

どの圏域も一杯一杯だという現状がある。その理由としては、正直なところ、採算性が低い事業所の立ち上げに乗り出さないという実情がある。

それについて、制度的には加算で対応しているが、実際どの程度足りないのか

という精査は必要だと思っている。

1人で、100件、200件、300件と持っている人もいるので、質の担保とあわせて図っていかなければならない。

日本相談支援専門員協会でも、本当の適正件数がどうなのか、どれくらいの人
数、報酬が必要なのか、検討している途中であると思う。

現場レベルでは、相談があつて断ることは望ましくないので、相談支援事業所
間のラインで、空き状況の情報共有を行うなどの努力を行っている地域もある。

【委員】

大隅では、肝属・曾於あわせて26、障害児の事業所が22あり、実際、鹿屋
の方でも新規の引き受けが出来ませんという声もあるが、新規の事業所もいくつ
か出来ているので、そちらで引き受けてもらっているところである。

今度の報酬改定で上限が示されたところだが、多い人は300件持っているよ
うな現状もあり、質を担保するためには上限管理ももちろん必要ではある。

また、相談支援専門員のメンタルもしっかりと保障していくためには、そのこ
とは必要なことと思っている。

一方、上限管理で利用出来ないということは変な話だと思うので、そこはしっ
かりと進めていかないといけないと思っている。

また、本県の相談支援専門員研修の前期が昨日終わったところだが、国でも相
談支援専門員を増やしていく事業所に加算を付けることで増やしていくという動
きを見せているので、そちらにも期待しながら、相談支援ネットワーク会議でも
推進していければと考えている。

【議長】

資源があるのに繋がりにくい、資源があつても相談が間に合っていない状況に
ついて、現場としても出来ていること、出来ていないことを、皆さんと一緒に共
有しながら、課題解決していければと思う。

【委員】

専門部会の件について、精神部会の設置が少ないと感じた。

今後、精神障害者の地域移行に向けた取組を進めていく必要があるが、他の専
門部会で精神分野も含めた取組がされているのか、あるいは、精神部会を設置す
るのが難しい現状なのか、ご存じであれば教えていただきたい。

【事務局】

地域移行を含め精神障害者のすこししやすい地域づくりを進めていくために、今
後、障害福祉圏域ごとに協議を活発化させていきたいと考えており、各地域振興
局にもお願いをしているところである。

去年から国が630調査という、精神科病院からの入院患者の状況とNDBデ
ータというレセプトデータを元にした、地域の実情を詳細にデータ化した資料を
作っているのので、それらの資料を活用しながら、地域連絡協議会等で共有してい
ただく中で専門部会を作る流れになれば良いと考えている。

地域ごとには、北薩圏域では精神障害者の地域移行の協議が活発であり、甕島の通院患者の旅費に係る助成を薩摩川内市が始めるなど、成果が出ているところもあるので、そういったところを情報発信しながら進めていきたい。

【委員】

資料では、指宿の精神部会の設置が平成27年となっているが、実際には、平成19年度くらいから保健所が音頭をとって「指宿精神障害者の自立を考える会」という定例会を開催しており、それを現在の精神部会にしたのが平成27年3月だったと思う。そういった意味では、必ずしも専門部会ありきではなく、地域の取組の歴史やニーズに即した実行力が伴っていくことが必要と考える。

当該部会においても、今までは、困難事例の検討が主だったが、地域移行・地域定着を進めるという流れの中で、これから部会として本当の意味で実働していないといけないという機運が上がってきているところである。

(5) 協議事項

① 鹿児島県第4期障害福祉計画の実績に係る分析・評価について

【事務局】

(資料2について説明)

【委員】

障害者就業・生活支援センターの状況として、就労継続支援A型の利用者に一般就労を進めても、もうここでよいという方も結構多い。

利用者がそれでもよいのであればいいとも思うが、ここは計画相談にも関わってくるが、3年間で一般就労に向けた働きかけなども行う必要があると思っている。

【委員】

一般就労への移行がなかなか進まない要因が、ハード面、制度面以外の見えないところにあるのかどうかと感じている。

意識の啓発を含めたなにかしらの取組が必要ではないのかと感じると同時に、疑問なのが、就労移行率が3割以上の事業所が6か所、8.6%しかない現状について、県としてどのように評価されているのか。

また、先程、自立生活援助という新しい仕組みの話があったが、就労に関しても就労定着支援が出来ているので、こちらの活用も取り上げるべきではないか。

【事務局】

3割以上の事業所が8.6%という数字については、確かに低いという実情はある。

今回の報酬改定では就労の定着率で、ある程度報酬単価が決まってくるところがあり、そこが大事になる報酬体系になってきているので、底上げしていくことは必要なことと考えている。

就労定着支援については、今年度、新たに創設されたところであり、事業所の指定自体があまりないという状況もあり、今後、指定が進んだ段階で、取組を進めていきたいと考えている。

【委員】

職場適応援助者による支援対象者数で、確かにA型事業所にはジョブコーチの派遣が行われていないというところを加味しても目標の50%（87人）に対して実績が10人というのは少ないとの印象がある。

職業センターとしては、訪問型ジョブコーチとの連携に力をいれていきたいと思っている。

移行支援事業所に対して、一般就労に向かうときに、ジョブコーチを使いましょうという推進をどのような形でされているのか、教えて欲しい。

そうすると、職業センターとしても、在籍型のジョブコーチともあわせて、移行支援事業所へのアプローチを変えていけるのではないかと考えている。

【事務局】

事業所の指定や指導については、地域振興局で行っており、直接事業所と接する機会がないため、こちらではそういった情報を持ち合わせていない。

雇用移行推進連絡会議など、様々な会議等でジョブコーチのことを周知しているということもある。制度の周知については、パンフレット等を各事業所にメールで送付するなどの方法も可能ではあると考えている。

【議長】

逆に、このような周知をすればよいというような意見はないか。

【委員】

就労関係機関との連携は、これまでも図っているところだが、ジョブコーチの利用促進に関しては、制度に関するPRを従前の形ではなく、違う形で進める必要があるのではと感じている。

【議長】

せっかく就労移行支援という事業があるのに、就業先も、送り出す側も、うまく活用していないということか。

【委員】

制度のことを知らないのか。それとも使い方がわからないのか。窓口がわからないのか。原因がどこにあるのか分析が必要ではないかと思う。

【議長】

鹿児島島の企業でも、障害者雇用を盛んに入れていこうという努力が始まっていると聞いている。

各施設、質の点で幅広い状況にあるが、その質を上げていくためにも、県の

自立支援協議会や、計画で指し示しつつ、各機関の協力をいただきながら、取り組んでいければと考えている。

② 就労支援の取組状況について

【雇用労政課】

【鹿児島労働局】

(資料3について説明)

質疑等なし

③ 長期入院精神障害者の地域移行の推進について

【事務局】

(資料4について説明)

【委員】

これまで、この自立支援協議会に参加する中で、精神科領域については、なんとなく福祉よりも医療のイメージが強く、議論が少なかったかと思う。

ただ今回の地域移行支援については、県の取組もパワフルであり、大きく動きつつあると感じている。

平成15年度から国の事業で退院促進の事業が行われてきたが、今回、何が違うのかは、当事者、ピアサポーターを活用して、その方々と一緒に病院に行き、退院のイメージがつかない方等に対し、意欲喚起を促し、地域に送り出すということが目玉である。

今回、ピアサポーターの養成も行ったが、60名近い希望者が講座に参加され、県庁の会議室で2日間に渡り、熱気ある養成講座となった。

その養成講座の受講者の中から実際に、ピアサポーターとして活動したいと希望された方が20名おり、その中から5名の方をピアサポーターとして採用し、活動を始める予定となるなど、いよいよ動き出すなと感じている。

今後、地域移行を進める中で、他の一般相談支援事業所や、他の地域とも手を組んでいく必要があるので、各地区の地域移行部会等でのアナウンスも含めてやっていきたいと考えている。

精神障害のある方も地域の一人であるので、是非御協力いただきたいということと、各圏域に、そのことをアピールしていただきたい。

【議長】

6月の社会保障審議会の障害者部会にて好事例としての説明もあったということで、県内各地の事業所等に届けていただくことをお願いしたい。

地域移行の推進にあたり、重要となる、障害者の住宅確保の取組である住宅セーフティネットについての説明をお願いする。

【オブザーバー：県居住支援協議会】

居住のセーフティネットということで、居住支援協議会を、平成24年に設

立し、居住支援団体、県社会福祉協議会、不動産関係団体、市町村に参加いただいており、住まいを確保することが困難な障害者などの住宅確保要配慮者の方々に安心して、賃貸住宅に住んでもらうことを目的にしている

その中で、昨年度、貸す側の団体に聞き取り調査を行ったが、やはり貸す側が不安をもっている。どうしたらオーナーさんが安心して住まいを提供することができるのかを研究しているところである。

今後とも、居住支援団体等と連携しながら、住まいの提供ということをやっ
ていきたいと考えている。

オーナーさんの不安を完全に解消することは難しいが、どうしても地域や福祉の関係団体の協力がないと住まいの提供も進まないの、今後とも御協力をお願いしたい。

【議長】

貸す側でも、そういった方々をイメージした住宅づくりに着手しているという、明るいニュースもあるので、皆様に協力してもらいながら、この流れをより推進していけるようにと思っている。

【委員】

オーナーさんが不安に思っていることについては、10年前からアンケートが取られていて、差別解消法が出来てから拒否はできないが、拒否感がある人の割合は増えている。

実際の居住支援の際に、オーナーさんから言われるのは、家賃滞納より、何かあったときの対応が、最終的にオーナーさんにかかってくるという負担感があることを、あまりオープンにしないと言われる。

先程の地域包括ケアも含めて、その人がそもそも何か困ったときに、誰かが駆けつけられたり、そうなる前にサポートするようなシステムを作ることが必要であり、そこを飛ばして、ただ単に外に出して、住めばいいというような手荒なことをしてしまうと、余計にオーナーさんのイメージが悪くなる。

就労支援では体験就労があって、体験的に職場の理解も進めていけるが、居住に関してはそういうのがなく即居住となり、そういう意味では、丁寧に関わってオーナーさんに理解してもらおう。理解してもらおうというか、オーナーさんの気持ちをこちらが理解しないと進まない。

押しつけるのではなく、オーナー側が受け入れやすいような仕組みを作らないといけない。今後、地域移行支援が進むほど、問題となるのは、居住の問題が必ず発生してくる。そのためにも、今後、居住支援協議会と自立支援協議会含めて、深く連携していかないといけないと思っている。

【議長】

雇用に関しても同じで、雇え雇えというよりも、雇う側の様々な苦勞を思えば、お互い様というか、他人事ではなく自分事として捉えていくかが大切と考える。

【オブザーバー：居住支援協議会】

住宅確保要配慮者の住宅の確保ということで、昨年、国が住宅セーフティネット法の改正に伴い、セーフティネット住宅の登録制度を開始し、登録住宅を鹿児島でも広げていきたいと考えている。

その中で、どうしても福祉との連携が、進めて行く上で必要であるので、御協力・御支援をお願いしたい。

【議長】

精神疾患の方々の地域移行については、イタリアが有名だが、以前スウェーデンに視察に行った際に、イタリアと同じく、精神科病床を縮小していく流れにあり、その中で取り組んでいるのが、その方の状態像にあわせたチームを組んで、予防的な支援に入る仕組みを作っている。

一見、コストがかかりそうだが、実は、精神科病棟を運営するよりもコストはかからないということで、自分らしく暮らしていくという流れを考えて行く上では学ぶべきことは多いと考える。

地域生活支援拠点の運営の中では、夜間に精神障害の方から電話があるが、そこで何かをとということではなく、ただそこで電話を受けてくれて安心できるというだけでも、その方々は十分地域で暮らし続けることが出来る。

そのため県内の精神科病院で持ち回りで、緊急コールを受けているシステムがあるということも含めて、地域全体で支えていることを周知する必要があるのではないか。

精神科病院でも退院促進に取り組んでいるところであり、退院支援に向けて、役割分担をしつつ進めることが必要である。また、今回第4期計画のPDCAを出して貰ったが、我々としても出来ることをしっかりとチェックしながら進めて行くことが大事だと思う。

④ 障害福祉人材育成研修の見直しに係る対応について

【事務局説明】

(資料5を説明)

【委員】

研修期間が7日間になると、離島からの費用負担が大きくなるため、離島開催が出来ないかとの意見があったが、それについて、事務局から可能な限り対応したいとのことだったが、そのように対応して欲しい。

県内・全国的にも強度行動障害の方々の地域生活が大きな課題となっており、施設でも受け入れることが出来ず、精神科病院で対応せざるを得ないという状況にあるので、強度行動障害の研修等についても、離島の対応を考える必要があると思うので、人材育成部会を作ることは意義があると思う。

【委員】

相談支援のカリキュラムが大幅に変わるが、カリキュラム変更のビジョンが国にあるので、そこを踏まえ県の人材育成ビジョンも変わる必要があると思う

ので、目的を持って、人材育成部会を整備することは大事だと思う。

現在は、初任者研修を修了し、相談支援専門員になり、5年毎に現任研修を受けるが、更新研修のような位置づけとなっている。

今後の、国の考え方としては、ただの更新研修ではなく実践者としてのエキスパートを養成するようなイメージになり、まだ、告示は出ていないが、実務についていない者は受けさせない、更新させないという形で進んでいくと思っている。

そして、平成27年の社会保障審議会以降、ソーシャルワークという言葉が度々出てきているが、県の人材育成ビジョンでうたっていないので、ソーシャルワーカーたる相談支援専門員ということのアピールも必要であり、あわせてビジョンの改定は必要ではないかと考えている。

【議長】

海外から来て頂く人材も必要かもしれないが、まずは地元で、そして福祉職場に若者に来て貰うということを含めた人材育成ビジョンを期待したい。